

学校における安全点検要領（案）【抜粋版】

この安全点検要領は、学校の施設・設備に起因する事故を防止することをねらいに、学校現場等における質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、学校における施設・設備の定期等の安全点検に関する標準的な手法や、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用の考え方のほか、先進的な取組事例などを掲載しています。

安全点検要領について

●掲載ページ一覧

- 1 点検要領の作成目的
- 2 点検要領の構成
- 3 消費者安全調査委員会からの意見

安全点検実施の考え方

- 1 学校における安全点検のP D C A サイクル
- 2 安全点検の実施体制
- 3 安全点検の実施の流れ（例）
- 4 改善措置

安全点検の種類と対象

- 1 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検（種類）
- 2 学校における安全点検を行う対象の考え方
- 3 点検の頻度と方法

事故等情報の共有

- 1 事故発生リスク（日本スポーツ振興センター災害共済給付事例を基に）
- 2 ヒヤリハット事例の活用

安全点検表の活用

- 1 安全点検表の作成にあたって
- 2 安全点検表作成のベースとなる点検の観点
- 3 安全点検表及び集計表の例（様式サンプル）

安全点検の方法の解説

- 1 解説の活用のしかた
- 2 場所ごとの安全点検の方法の解説（解説映像付き）

安全点検取組事例

- 1 専門家を活用した安全点検
- 2 教職員の負担軽減に資する安全点検
- 3 児童生徒等の視点を取り入れた安全点検
- 4 地域や保護者等と連携した安全点検 等

安全点検参考資料

- 1 安全点検に関する通知
- 2 安全点検に参考となる資料 等



安全点検要領について

1 安全点検要領の作成目的

近年、学校施設の老朽化に起因する安全面の不具合によるものや、安全点検の徹底がなされていれば防げたであろう重大な事故が断続的に発生しています。

この安全点検要領は、学校及び学校の設置者の連携した安全点検体制の確立により、学校の施設・設備に起因する事故を防止することをねらいに、学校における施設・設備の定期的安全点検等に関する標準的な手法及び、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用について、その考え方と先進事例等を示し、教職員の負担軽減も考慮しながら、学校現場等における質の高い実効性のある安全点検としていく参考となるよう作成したものです。

また、安全点検は、児童生徒等を守る安全管理として欠かせない取組であり、安全教育と相互に関連付けて組織的に行うことが重要であるため、児童生徒等への安全教育との関わり等を踏まえた学校安全の取組に資するものでもあります。

2 安全点検要領の構成

本要領の作成目的、構成及び、消費者安全調査委員会の学校における施設等による事故等の防止を図る意見を掲載。

学校が行う学校保健安全法に基づく定期・臨時・日常の安全点検の種類とその対象、頻度、方法も記載。

実際の安全点検に用いる安全点検表の例とその解説を記載。点検表の例（集計表含む）は各学校の実情に応じて編集が可能。

質の高い実効性のある安全点検の参考となる専門家の活用や、教職員の負担軽減策、児童生徒等や保護者等と連携した先進的な取組事例を掲載。

学校における安全点検要領（案）【抜粋版】

資料 2-2

この安全点検要領は、学校の施設・設備に起因する事故を防止することをねらいに、学校現場等における質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、学校における施設・設備の定期的安全点検に関する標準的な手法や、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用の考え方のほか、先進的な取組事例などを掲載しています。

安全点検要領について

- 掲載ページ一覧
- 1 点検要領の作成目的
- 2 点検要領の構成
- 3 消費者安全調査委員会からの意見

安全点検実施の考え方

- 1 学校における安全点検のPDCAサイクル
- 2 安全点検の実施体制
- 3 安全点検の実施の流れ（例）
- 4 改善措置

安全点検の種類と対象

- 1 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検（種類）
- 2 学校における安全点検を行う対象の考え方
- 3 点検の頻度と方法

事故等情報の共有

- 1 事故発生リスク（日本スポーツ振興センター災害共済給付事例を基に）
- 2 ヒヤリハット事例の活用

安全点検表の活用

- 1 安全点検表の作成にあたって
- 2 安全点検表作成のベースとなる点検の観点
- 3 安全点検表及び集計表の例（様式サンプル）

安全点検の方法の解説

- 1 解説の活用のしかた
- 2 場所ごとの安全点検の方法の解説（解説映像付き）

安全点検取組事例

- 1 専門家を活用した安全点検
- 2 教職員の負担軽減に資する安全点検
- 3 児童生徒等の視点を取り入れた安全点検
- 4 地域や保護者等と連携した安全点検等

安全点検参考資料

- 1 安全点検に関する通知
- 2 安全点検に参考となる資料等

学校が行うべき安全点検のPDCAサイクルや、学校の設置者等との連携による教職員の点検や専門家活用の考え方を掲載。

安全点検の際に留意すべき事故発生リスクを、日本スポーツ振興センターの災害共済給付事例を基に整理。ヒヤリハット事例の活用も掲載。

学校が安全点検を実施する際のポイントや留意点を点検箇所ごとに解説。点検映像を視聴でき、点検実施時や校内研修にも活用が可能。

安全点検に関する通知や、安全点検の参考となる資料等を掲載。

○ 本安全点検要領は、学校施設の維持管理全般を対象としたものではなく、主に学校が学校保健安全法に基づく定期、臨時、日常の安全点検の実施を通じて、児童生徒等の事故防止につなげる観点から点検すべき内容を中心に整理したものです。

○ 本要領作成に当たり、「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成30年改訂版）、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年改訂版）（平成31年追補版）、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書－学校の施設又は設備による事故等－」（令和5年3月消費者安全調査委員会）等を参考としています。



安全点検実施の考え方

1 学校における安全点検のPDCAサイクル

学校安全の活動は安全管理と安全教育を相互に関連付けて組織的に取り組む必要があります。なかでも、安全点検の実施については、学校安全計画に位置付け、単に決まった項目を毎年点検するだけでなく、児童生徒等の安全教育と緊密に関わりを持ちながら、**学校生活の環境内にある危険箇所、ヒヤリハット事例及び危険な環境条件等を「抽出」「分析」「管理」する取組等を、PDCAサイクルを確立して組織的に進めていくことが何より重要であり、学校全体で事故を防止していくことを目指していく必要があります。**

危険箇所の抽出

- ・教職員、児童生徒等、保護者等から提供されるヒヤリハット事例などの情報
- ・過去の重大事故等の発生情報、保健室のけがの情報
- ・事故等に結び付く防犯、防災、事故防止等の環境条件

対応策等を反映

- ・評価・改善点等を踏まえた次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善(安全点検の箇所や観点、点検の方法、危険箇所への対応 等)
- ・学校安全計画における安全教育の内容の見直し

危険箇所の管理

- ・物理的対策と人による対策(立入禁止や使用禁止の措置等)
- ・学校生活での指導へ反映
- ・設置者等との施設・設備の危険箇所、対策箇所等の情報共有、情報の蓄積、修繕
- ・設置者による改善計画の策定と対策を実施(予算の確保等含む)

見直し

安全点検計画
(安全点検表)の作成

協議・修正

点検*

改善

評価

安全点検計画の作成

- ・学校安全計画への安全点検の位置付け
- ・安全点検表の作成
- ・校内の点検体制の確立
- ・重点確認箇所や前年度からの引き継ぎ事項の確認 等

組織体制

- ・協議会・委員会等による組織的な取組の推進
(コミュニティスクールや、地域学校安全委員会、校内の学校安全委員会等)
- ・事故情報等の共有

安全点検の実施*

- ・定期の点検(使用頻度等踏まえた点検時期等の設定)
 - ・臨時、日常の点検
- ※必要に応じて、専門家、保護者、地域住民等の協力による点検を実施

*安全点検の実施体制は別に示す。

危険箇所の分析

- ・複数人での客観的な分析
- ・児童生徒等の行動を分析
- ・児童生徒等の安全教育における危険箇所マップ作り等

児童生徒等や教職員から校内の危険と思われるヒヤリハット事例等の情報は、安全点検だけでなく、教科等における指導や学校生活の指導にも生かす。また、安全点検項目の設定に当たっては、ヒヤリハット事例、学校の実情を応じた使用頻度や使用状況等を加味し、必要に応じ使用禁止の措置を行うなど、学校全体で組織的に事故防止に取り組ましましょう。



2 安全点検の実施体制

学校における安全点検は、「学校保健安全法施行規則第28条」及び、学校の設置者の安全点検実施計画に基づき、学校の設置者や、必要に応じ、専門家等と連携して取り組むことが求められます。【参考：[安全点検の実施の流れ（例）](#)も参照】

	役割	点検の内容・方法	点検を踏まえた対応
学校の設置者	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の管理者として責任をもって点検全般を実施 ●点検の目的や主体、時期、項目、方法等を定めた点検方針や点検実施計画等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法、消防法等に基づく法定点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学校設置者が行う点検には、学校の規模等により建築基準法第12条に基づく調査・点検の実施が必要である場合があり、この調査・点検は、建物の劣化状況について一級建築士等が実施するものであることから、劣化に関する点検についてはこの点検と併せて実施することや、結果を活用 ●非構造部材の耐震化点検等 ●必要に応じて、<u>金属疲労・腐食・亀裂等の点検の専門性が必要とされるものは、専門家による専門的な見地からの点検を依頼</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●点検結果を踏まえ危険性及び対策の必要性について検討した上で、改善計画（予算の確保等）を策定し対策を実施【極めて危険性が高いものは緊急性をもって優先的に対策する】 ●対策の必要性の判断が困難な場合や対策手法の選択が難しい場合があるため、必要に応じて専門家に依頼
学校	<ul style="list-style-type: none"> ●施設を日常的に使用する者として、施設・設備の異常（不具合）を早期に発見するための点検を実施 <p>複数の目で確認することで、異常にも気づきやすくなることから、学校の実情等を踏まえて、安全点検を行う体制を整備しましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●定期、臨時、日常の安全点検を実施 <u>（学校保健安全法施行規則に基づく安全点検（種類））を参照</u> ●危険箇所（児童生徒等の行動分析等含む）を踏まえ、主に目視により、危険な状態及び劣化等の状況について点検を実施 ●<u>目視等による点検で安全性の判断が困難な場合、又は設置場所や構造上の複雑さ、表面の塗装等により金属疲労・腐食・破損等の状態を正確に把握できない場合は、定期の安全点検だけでなく臨時に専門家による点検を依頼</u> ●<u>教師の負担軽減を考慮し、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめるなど、組織的な安全点検体制により安全点検を実施</u> 【分担例（学校の規模等を踏まえ検討する）】 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職・事務職員・学校用務員 ⇒安全点検計画作成、点検結果の集計等 ・教職員⇒定期の点検、授業等の業務に付随して行う日常点検を分担等 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の設置者へ点検結果の報告 ●点検結果により、事故発生の可能性のあるもののレイアウトの変更や簡易な固定など、学校で対応可能な対策については早期に実施

・学校における点検にあたっては、児童生徒等や保護者、地域住民、有識者、専門家等と連携した実施が考えられます。

【参考】[学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）](#)より

3 安全点検の実施の流れ（例）

方針の策定

学校の設置者

（点検の全体調整）

■点検方針の策定

（点検の目的・主体・方法・時期等の整理）

■安全点検実施計画の策定

（具体的な点検箇所、点検時期、手法等の検討）

（連絡・調整）

学校

■学校が実施する安全点検への反映を検討

■危険箇所（児童生徒等の行動分析等含む）を踏まえて、安全点検表の作成及び見直し

■安全点検の実施

（定期、臨時、日常の安全点検）

●主に目視により点検を実施

●次のような場合は専門家による点検を依頼

- ・目視等による点検で安全性の判断が困難
- ・金属疲労・腐食・破損等の状態を正確に把握できない

●教師の負担軽減を考慮し、授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめるなど組織的な体制により点検を実施

結果の報告、専門家の点検を依頼

学校の設置者

必要に応じて専門家に依頼

■学校の点検内容の把握

（非構造部材等、学校の状況を踏まえて、教育委員会用のチェックリストをアレンジ）

■学校の安全点検の結果の把握（必要に応じ、設置者による点検を実施）

■安全点検の実施

●建築基準法、消防法等に基づく法定点検

●非構造部材の耐震化点検等

●学校の安全点検だけでは、劣化、損傷等の状況を正確に把握できないものについては、学校からの報告も参考にしつつ、専門家による点検（外部委託含む）を定期的実施

点検の実施

学校

■対策の実施

※学校で対応可能なもの

（レイアウトの変更や簡易な固定など）

点検を踏まえた対応

学校の設置者

必要に応じて専門家に依頼

■危険性及び対策の必要性について検討

■改善計画の策定、予算の確保

【危険性が高いものは緊急性をもって優先的に対策する】

■対策の実施




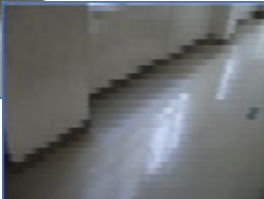
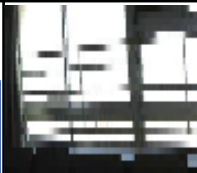

4 改善措置

施設設備の不備や危険箇所があった場合の改善措置を遅延なく行うことを促すため、以下のとおり、法的に定められています。

学校保健安全法（抜粋）

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合は、遅延なく、その改善を図るための必要な措置を講じ、又は、当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

学校内の施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認められた場合は、学校及び学校の設置者は、以下のような危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更のほか、危険物の除去、施設・設備の安全対策や修繕などの適切な措置を講じなければなりません。

危険箇所の明示（例）	立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更（例）	危険物の除去（例）	施設・設備の安全対策、修繕（例）
危険箇所である注意を掲示 	窓付近への侵入防止措置 	窓側に造り付けられた傘立ての撤去 ←除去前  除去後→ 	施設・設備の安全対策、修繕（例） ←窓への手すりの設置  棚等を壁への固定→ 

大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図る必要があります。なお、安全点検の結果及び、補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要があり、人事異動の際にも引き継ぐことが重要となります。

学校の設置者は、状況を確認の上、改善計画の策定と対策を実施（予算の確保等含む）し、極めて危険性が高いものは緊急性をもって優先的に対策することが重要です。

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を参考に記載



コラム 「教育委員会が学校と点検結果を共有し、安全管理に努める取組」

宮城県白石市教育委員会では、「[学校施設・設備管理マニュアル](#)」を作成し、学校における安全点検結果の報告及び、臨時や日常の安全点検において危険等が発見された場合の対応等について、以下のとおり示しています。

（1）定期の安全点検

- ① 各学校における点検表にて、担当者から管理職に報告する。
- ② 毎月 学校施設設備について安全点検を実施し 実施結果について教育委員会に報告。

（2）臨時の安全点検及び日常の安全点検

臨時及び日常の安全点検の際、危険が生じる場所や施設、設備等が発見された場合は、直ちに「使用禁止」や「立入禁止」等の措置を取るとともに教育委員会に報告する。



安全点検の種類と対象

1 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検（種類）

安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものがあり、また、日々劣化も進み、ときには、児童生徒等の行動によって事故に結びつくものもあります。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性があります。

安全点検について、定期、臨時、日常の実施が、以下のとおり定められています。

学校保健安全法施行規則（抜粋）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な安全点検を行い、環境の安全確保に努めなければならない。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する 施設・設備及び防火、 防災、防犯に関する設 備などについて	毎学期1回以上、幼児、 児童、生徒又は学生が通 常使用する施設及び設備 の異常の有無について系 統的に行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用 すると思われる校地、 運動場、教室、特別教室、 廊下、昇降口、ベランダ、 階段、便所、手洗い場、 給食室、屋上など	明確な規定はないが、各 学校の実情に応じて、上 記（規則28条第1項）に 準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸 会や文化祭、展覧会など の学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣で の火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれの ある犯罪（侵入や放火 など）の発生時など	必要に応じて点検項目 を設定	必要があるときは、臨時 に、安全点検を行う（規 則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く 活動を行うと思われる 箇所について	設備等について日常的な 点検を行い、環境の安全 の確保を図らなければな らない（規則29条）

■ 定期の安全点検では、児童生徒等が使用する施設・設備、多く使用する教室等の場所など、使用頻度や児童生徒等の活動の状況などを踏まえ、点検の対象及び点検の時期を設定する必要があります。

■ 臨時の安全点検については、改修により施設及び設備の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要があります。

■ 日常の安全点検は、児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要があります。普段の各教科等の学習時間や特別活動の活動を行う上で、学習・活動前に、場所、時刻、時間等に無理や危険はないか。また、日常の使用等により、変化するものもあるため、使用する施設・設備、用具等が安全の状態にあるかを確認することが必要です。

※ 点検の実施に当たっては、学校安全担当職員だけでなく、学校全体で組織的かつ計画的に行う必要があります。

※規則における「他の法令」とは、例えば建築基準法（昭和25年法律第201号）や消防法（昭和23年法律第186号）等の安全管理に関係する法令に基づくものが想定されています。[\[参考資料1\]](#) 参照



2 学校における安全点検を行う対象の考え方

安全点検は、施設・設備の「劣化・破損状況のチェック」だけになっていませんか？

これまで、「窓際にある足掛かりとなる設置物に上り、窓枠に腰かけた際に窓が開いているのに気付かず落下した事案」や、「サッカーのゴールポストにぶら下がったところゴールポストが倒れ込んできた事案」、「ステージに立てかけてあった長机が倒れてきて生徒の頭部に当たる事案」など、児童生徒等の死亡や重篤な事故につながる大変痛ましい事案が発生しています。これらの事故は、単に施設・設備の劣化や破損状況を確認する安全点検だけでは防げるものではなく、児童生徒等の多様な行動や日常の中で変化しているものなどを把握し、安全点検を行う危険箇所としてリストアップし、対策を講じ、安全性を維持するとともに、安全教育と緊密な関わりをもって事故防止につなげていくことが重要です。

以下には、安全点検を行う対象を考える上で必要な点を記載しています。
学校における安全点検を行う対象や項目の設定では、「劣化・破損状況」に加え、

①事故等の発生可能性が高いものはないか。

(全国で発生した重大事故、事故のけがの発生状況、児童生徒等や教職員からのヒヤリハット事例、各学校における環境や地域の実情、学校種の特性 など)

②使用中で、事故等のリスクのある状態のものはないか。

(施設・設備等の使用頻度、児童生徒等の多様な行動の分析及び、活動の状況等に応じて変化するもの など)

③破損や経年劣化するものはないか。

を考慮する必要があります。

* 全国の重大事故、自校のけがの発生状況、ヒヤリハット事例を安全点検の対象項目に生かす

安全点検を行う対象を考える際には、全国、地域、あるいは各学校における過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態、児童生徒等や教職員からの危険と思われるヒヤリハットの情報を確実に把握して考慮することが重要です。

【情報の収集例】

- ①国内等の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例等
- ②児童生徒等による危険箇所マップ
- ③健康観察や保健室来室状況等の記録
- ④運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査、学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録、教職員による行動観察
- ⑤児童生徒等及び教職員からの危険と思われる箇所等のヒヤリハット情報の申し出 など

* 上記の「情報の収集例」で示す観点や方法については、教職員間で共通理解を図っておく必要があります。



※詳細は【IV 事故等情報の共有】内を参照

①国内等の事故⇒【1 事故発生リスク（日本スポーツ振興センターの災害共済給付事例を基に）】

⑤ヒヤリハット⇒【2 ヒヤリハット事例の活用のしかた】



コラム 「保健室の来室記録を安全点検に生かした取組」

教室の壁から出ている「針が折れた画鋲」で、頭を切り、保健室に来室した生徒がいた。幸い、深い傷ではなかったが、一步間違えれば重大な事故につながりかねないため、打ち合わせの際に、養護教諭から全教職員に対し、事故の状況を説明した。このことを受け、学校として、教室や廊下等の壁に「針が折れた画鋲」が突き出したままになっていないか、あった場合は除去することを確認し、定期の安全点検の項目に新たに盛り込み、全教職員の理解のもと、安全管理に努めている。

★安全点検を行う対象の検討に当たっては、以下の点に留意する。

上述のほか、安全点検を行う対象の検討に当たって留意できるよう、「安全管理の対象」のほか、児童生徒等の活動や遊びの中での危険性にも触れた「学校生活上の観点」、「不審者侵入防止の観点」、「自然災害等の発生に備えた観点」を示しています。また、[【参考資料2】](#)には、その具体の安全点検の対象や項目を参考として示しています。それに限定することなく、上述の取組等を踏まえて、各学校等における状況を十分に踏まえ、安全点検を行う対象や項目の追加・変更等を行いましょ。

なお、学校単独では対応できない部分もあると考えられるため、学校の設置者（教育委員会等）と十分に連携しながら対応する必要があります。

■ 安全管理の対象



対象	場所	留意点
校舎内・園舎内	教室（保育室）、廊下、階段、トイレ、特別教室、体育館（遊戯室）等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の学校生活の中で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意が必要です。 ・寮や寄宿舎については、校舎内等の安全管理に準じて行いましょう。 ・校舎の改修工事等に伴い、仮設の教室等が設置される場合は、仮設の教室等を対象とし、その状況を踏まえて、点検項目を設置する必要があります。
校舎外・園舎外	運動場・園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等	<ul style="list-style-type: none"> ・外部環境や一般の者との接点が多いものであることに留意が必要です。

3 点検の頻度と方法

学校における定期や日常の安全点検の「頻度の目安」と「方法」について示しています。

少なくとも児童生徒等が毎日使用しているものは劣化や破損等につながりやすいものがあるため、各学校において、児童生徒等における使用状況等を考慮して点検する頻度を増やすなどの対応が必要であることに留意し、安全点検を実施してください。

また、教職員が行う点検は主に目視ですが、点検する対象によっては、異常がないか、触れる、動かしてみるなどの触診等を行います。

安全点検の実施に当たっては、[【2 学校における安全点検を行う対象の考え方】](#)及び、以下を踏まえて、学校独自の安全点検表を作成します。その際、[【安全点検表の活用 2 安全点検表作成のベースとなる点検の観点】](#)を参考にしてください。

【点検の頻度等】

① 家具・用具等の使い方点検

(内容例) 窓際に足掛かりとなる設置物を置いていないかなど、死亡や重篤な事故につながることが多い器具や用具等も含めた日常の使い方を点検します。

なお、必要に応じて、事故防止の重要性に鑑み、定期の点検でも実施することも考えられます。

(頻度の目安) 日常的に実施

② 非構造部材等の劣化点検

(内容例) 経年により錆やひび割れなどが発生し、耐震性能の低下や破損が進むものもあるため、異常箇所の発見及びその進行状況について定期的に点検します。

(頻度の目安) 学期に1回程度実施

③ 家具等の耐震性点検

(内容例) 身の回りの家具、設備等について、壁に固定するなど等の転倒・落下防止対策がとられているか点検します。

(頻度の目安) 年に1回程度実施

※学期に1回程度の点検としているものでも、日常的に児童生徒等や教職員が使用するものなどは状況が変化しやすいため、月1回程度の点検が必要なものもあるので、各学校等の状況を踏まえて設定しましょう。

【点検の方法】 ※詳細は、[【安全点検の方法の解説】](#)を参照

① 目視：点検者が肉眼等で、ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物等の有無の確認する方法

② 触診等：部材に異常がないかを、部材に触れる、動かすなどして確認する方法

- ・揺り動かし、接触部分や地下部分の緩み、ぐらつき等の固定不良の有無
- ・ぶら下がる、押す、引く、ねじる等の力を加え、耐力の状況を確認
- ・回転部分の油ぎれ、摩擦等による作動の偏りを点検

窓からの転落・落下事故

窓際での遊びや、窓の清掃中、窓が開いていることに気付かず落下する事故が多い

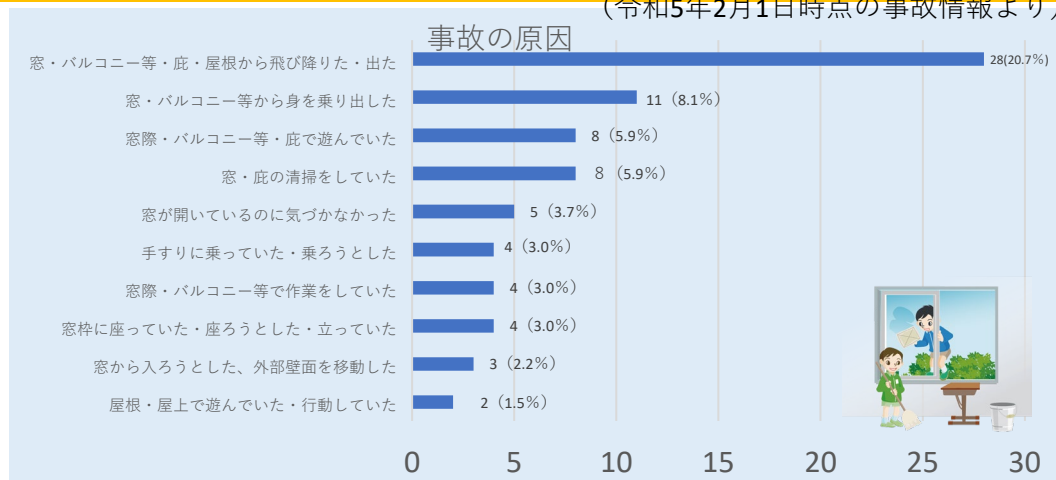
(令和5年2月1日時点の事故情報より)

Q 事故発生が多かった場所は？

- 1 教室（保育室）
- 2 廊下
- 3 階段

Q 事故発生が多かった場面は？

- 1 休憩時間中
- 2 清掃時間中
- 3 部活動中



主な発生の状況（概要のみ）

- 3階図書室で窓の下部にあった本棚に上がり、開いていた窓の窓枠に室外を背に座るなどしていた直後に転落した。
- 昼食時休憩時間中、3階の教室でカーテンがかかった窓辺に座って友人と話していた際、窓が開いていることに気付かず寄りかかろうとして、そのまま中庭に転落した。
- 1. 8mの高さにある窓の鍵を開けるため、2階廊下の窓際に置いてあった金属製の用具入れに乗って窓を開け、降りる際、バランスを崩して後ろ向きに転倒し、1階中庭通路（コンクリート）に転落した。
- 昼休みの清掃準備のため3階の教室のうしろに下げてあった机の上を歩いていた際、下をのぞこうと手すりを持ったが、手が滑り、開いていた窓から転落した。
- 部活動中、4階中央廊下で換気のため、窓開け作業をしていた。窓辺に立った際、庇にピンポン球が1個あるのに気づき、それを取りにいこうと窓枠を越えて庇に出ようとした瞬間、バランスを崩し約10m下の駐車場の屋根に転落した。

事故情報から得られる安全点検の留意点【 は、日常の点検の重要なポイントです】

- ★ 日常及び定期の安全点検において、教室や廊下等の窓の下に足掛かりとなるものが置かれていないかを確認する必要があります。
(窓に落下防止の手すりがあっても、窓際に足掛かりとなる設置物があると窓の空いている状態で設置物に登り落下の危険があることに留意する。)
- ★ 定期の点検において、落下を防止する対策に不備を確認する必要があります。
(窓を開かないようにするストッパー等の作動状態に異常がないかを確認する。)

2 ヒヤリハット事例の活用

学校における事故を防止する第一歩は、学校内で危険と思われる箇所等のヒヤリハットの気付きを、児童生徒等や教職員から気兼ねなく寄せられる学校安全の風土の醸成が何より重要であり、安全点検に生かしていく重要な取組です。

校内でけがをした場所、一步間違えれば大きな事故につながりかねないヒヤリハットを経験した場所など、児童生徒等、教職員、保護者、地域など全ての関係者から情報を収集し、重点的に対策を講じる、点検を行う場所を絞り込んでいくことが重要です。

また、共有したヒヤリハット事例は、安全点検だけでなく、教科等の安全教育や、日常生活における指導にも関連付けて行うことが重要であり、安全教育と安全管理を緊密に関わりをもって進めていくことが重要です。

【ヒヤリハット事例を活用していく意義】

- ◎ 安全点検だけでは児童生徒等の事故は防げない。児童生徒等の安全意識の高まりに寄与するものとなる。
- ◎ 安全点検において、単に施設・設備の劣化だけでなく、真に事故防止に資する点検項目の設定に生かせる。
- ◎ 国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒の方が日常的な事故等に対し危険を感じる度合いが高いことが示されている。
安全点検に子供の視点を加えることで、事故の要因に対する気付きや学校内での問題意識の共有を推進することができる。

ヒヤリハット事例を活用している学校の取組例

【児童生徒等が行うヒヤリハット事例の収集・活用例】

- 総合的な学習の時間等における学習における危険な場所探し
⇒ (学習を通じ) 危険な箇所に、注意喚起のマークを考案し掲示、学校全体に啓発
- 学級活動における生徒自身の「ヒヤリハット」体験を共有
⇒ (学習を通じ) けがの予防策を検討
- 保健委員会等の委員会活動でのヒヤリハット事例(自校のけがの発生状況)や予防対策のまとめる
⇒ (取組を通じ) 委員会で校舎内の安全点検を実施し、校内の危険箇所マップを作製

【教職員が行うヒヤリハット事例の収集・活用例】

- 児童生徒等の休み時間等の活動の様子を観察
⇒ 危険と思われる行動を、学年部や教職員全体で共有



※ヒヤリハット事例を活用した学校安全の取組の詳細については、【安全点検取組事例】を参照し、自校での取組に生かしてください。



安全点検表の活用

1 安全点検表の作成に当たって

安全点検表の作成にあたっては、以下の点に留意して、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるものを備えておく必要があります。

- 各学校においては、学校環境や児童生徒等の行動等を十分に考慮し、[【安全点検の種類と対象】](#)や[【事故等情報の共有】](#)に記載している内容等を踏まえ、各学校の実情に即した安全点検を行う項目を定めた安全点検表を作成し、安全点検を実施する必要があります。
- 特に、死亡や重篤な事故のリスクが高い事故事例などを参考に、各学校において、そのようなリスクが高い場所等がある場合や、児童生徒等や教職員からのヒヤリハット事例などを考慮して、定期の点検だけでなく、授業等の業務に付随する日常の点検においても、適宜確認できるような安全点検表とすることが求められます。
- 現在は、学校におけるICTを活用して、点検表への記入や集約の効率化に努め、教職員の負担軽減につなげている学校もありますので、後述する[【安全点検取組事例】](#)も参考にするなど、効率化を図りながら、実効性のある安全点検表を作成していくことが重要となります。
- 学校の安全点検表作成のベースとなる点検の観点を[「安全点検表作成のベースとなる点検の観点」](#)に示しています。学校の実情を踏まえ、活用してください。
すでに、安全点検表が作成されている場合は、安全点検表の見直しにも活用してください。
- 編集可能な[「安全点検表例の様式サンプル」](#)をダウンロードできます。
各学校における実情を踏まえ、適宜修正してください。学校の実情を踏まえず、サンプルそのままを使用することは推奨していませんので、ご注意ください。
- 安全点検の実施にあたっては、[【安全点検の方法の解説】](#)を参照してください。

2 安全点検表作成のベースとなる点検の観点

これは、各学校（園）が安全点検表を作成するに当たり、ベースとなる点検の観点を示したものです。

各学校（園）においては、児童生徒等の行動分析等を踏まえ、適宜、学校の実情を踏まえた危険箇所等の追加・修正・削除等により、安全点検表を作成してください。

「ベースとなる点検の観点」の点検の頻度等については、少なくとも児童生徒等が毎日使用しているものは劣化や破損等につながりやすいものがあるため、各学校において、児童生徒等における使用状況等を考慮して、点検する頻度を増やすなどの対応が必要であることに留意して、安全点検表を作成及び、見直しにも活用してください。

主な点検の観点では、授業等の業務に付随して行う日常の点検として行う必要があるものに★の印を記載しています。

これまでの死亡及び重篤な事故の発生状況を見ても、日常の安全点検で防げるものがあります。

また、金属疲労・腐食・亀裂等の専門性が必要とされるものは、「専門家が関わった方がよいもの」に○を記載していますので、点検の状況に応じ、判断がつかないものは、教育委員会を通じ、専門家による点検をお願いしましょう。

クリックして
項目を確認

安全点検表作成のベースとなる点検の観点						資料 3-1
No.	点検項目	主な点検の観点	点検頻度	点検の種類	点検方法	専門家関わった方がよいもの
I 教室・廊下等						
1. 床板						
①	床板	床板の異常（滑りやすさなど）、移動、破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
2. 机・いす						
②	机・いす	机・いすのささくれ、ひび割れ等の破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
3. 窓・ドア						
①	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
②	窓・ドア	窓やドアに変形、腐食、ガタつき等の異常はないか また、開閉時に引っかかる、重く重いなどの異常はないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診	
③	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか（★）	日常的	使い方	目視	
④	窓の周辺	地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか（★）	日常的	使い方	目視	
⑤		窓下に足掛かりになるものはないか（★）	日常的	使い方	目視	
⑥	窓からの落下防止 手すりなど	窓からの転落防止手すり、落下防止器具の異常、破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診	
4. 高所に設置しているもの						
①	高所の設備機器	高所の設備機器（照明器具やスクリーン、プロジェクター、放送機器、時計など）が落ちそうになっていたり、取付け金物の変形、腐食等の異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	○
5. 棚、ロッカー、棚置きテレビなど						
①	書棚・薬品棚・ロッカー等	書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか（積み重ねられた棚やロッカーの連結・固定しているかも含む）	年1回程度	耐震性	目視	○
②	機器の耐震対策	テレビやパソコン、電子黒板、ピアノ、キャスター付きの台などの落下・移動・転倒防止対策を講じているか	年1回程度	耐震性	目視	○
③	棚の積載物	棚の上に重量物を置いていないか（★）	日常的	使い方	目視	
④	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか（★）	日常的	使い方	目視	
6. 内壁、天井など						
①	壁・天井	天井や壁に浮き、ずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	○
②	内壁	くざや折れた画紙などの突起物は見当たらないか（★）	日常的	使い方	目視	

項目の説明

【安全点検の種類と対象 3 定期・日常の安全点検の方法】より抜粋して掲載】

■点検頻度及び点検の種類

- ① 家具・用具等の使い方点検（日常的に点検）
 - ② 非構造部材等の劣化点検（学期に1回程度）
 - ③ 家具等の耐震性点検（年に1回程度実施）
- ※学期に1回程度としているものでも、日常的に児童生徒等や教職員が使用したりするものなどは状況が変化しやすいため、月1回程度の点検が必要なことに留意しましょう。

■点検方法

- ① 目視：点検者が肉眼等で、ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物等の有無の確認する方法
- ② 触診等：部材に異常がないかを、部材に触れる、動かすなどして確認する方法

※主な場所ごとの点検表の例（様式サンプル）は、別シートを参照。

安全点検表作成のベースとなる点検の観点（案）

【活用の留意点】

- 各学校（園）の安全点検表作成に当たり、ベースとなる点検の観点を示したものです。児童生徒等の行動分析等を踏まえ、適宜、学校の実情に踏まえた危険箇所等の追加・修正・削除等により、安全点検表を作成してください。
- 「ベースとなる点検の観点」の点検の頻度等については、少なくとも児童生徒等が毎日使用しているものは劣化や破損等につながりやすいものがあるため、各学校において、児童生徒等における使用状況等を考慮して、点検する頻度を増やしたりするなどの対応が必要であることに留意して、安全点検表を作成及び、見直しにも活用してください。
- 授業等の業務に付随して行う日常の点検として行う必要があるものは、「主な点検の観点」の欄に★を記載しています。
- 学期に1回程度としている非構造部材等の劣化や家具・用具等の使い方に関する点検では、日常的に児童生徒等や教職員が使用したりするものなどにおいては状況が変化しやすいため、点検する頻度を月1回程度に増やすなどの対応が必要なものもあります。関係する観点には「主な点検の観点」の欄にアンダーラインを記載しています。
- 金属疲労・腐食・亀裂等の専門性が必要とされるものは、「専門家が関わった方がよいもの」の欄に○を記載しています。
- 主な場所ごとの点検表例（様式サンプル）は別シートを参照のください。

I 教室・廊下等

No.	点検項目	主な点検の観点	点検頻度	点検の種類	主な点検方法	専門家が関わった方がよいもの
1. 床板						
①	床板	床板の異常（滑りやすさなど）、移動、破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
2. 机・いす						
②	机・いす	机・いすのささくれ、ひび割れ等の破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
3. 窓・ドア						
①	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
②	窓・ドア	窓やドアに変形、腐食、ガタつき等の異常はないか また、開閉時に引っかかる、著しく重いなどの異常はないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	
③	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか（★）	日常的	使い方	目視	
④	窓の周辺	地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか（★）	日常的	使い方	目視	
⑤		窓下に足掛かりになるものはないか（★）	日常的	使い方	目視	
⑥	窓からの落下防止手すりなど	窓からの転落防止手すり、落下防止器具の異常、破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	
4. 高所に設置しているもの						
①	高所の設備機器	高所の設備機器（照明器具やスクリーン、プロジェクター、放送機器、時計など）が落ちそうになっていた、取付け金物の変形、腐食等の異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	○
5. 棚、ロッカー、棚置きテレビなど						
①	書棚・薬品棚・ロッカー等	書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか（積み重ねられた棚やロッカーの連結・固定しているかも含む）	年1回程度	耐震性	目視	○
②	機器の耐震対策	テレビやパソコン、電子黒板、ピアノ、キャスター付きの台などの落下・移動・転倒防止対策を講じているか	年1回程度	耐震性	目視	○
③	棚の積載物	棚の上に重量物を置いていないか（★）	日常的	使い方	目視	
④	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか（★）	日常的	使い方	目視	
6. 内壁、天井など						
①	壁・天井	天井や壁に浮き、ずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	○
②	内壁	くぎや折れた画鋲などの突起物は見当たらないか（★）	日常的	使い方	目視	
③	手すり	廊下や階段の手すりにぐらつきや損傷は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
④	壁面掲示物・額等	壁面掲示版・額等はしっかり固定されているか	年1回程度	耐震性	目視	
⑤	吹き抜け等	吹き抜け部分や階段の隙間に転落防止の措置がされているか	学期に1回程度	使い方	目視	
7. エキスパンション・ジョイント						
①	エキスパンション・ジョイント	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形又は外れていないか、また周辺に物が置かれていないか	学期に1回程度	劣化・使い方	目視	○
8. 防犯・防災等に関すること						
①	防犯用具	防犯用具は取り出しやすい箇所にあるか	学期に1回程度	使い方	目視	
②	避難経路	避難経路となる階段や踊り場、非常口及び、防火シャッター、防火扉付近に物が放置されていないか	日常的	使い方	目視	
③	消火器	消火器は所定に位置にあり、破損等は見当たらないか	学期に1回程度	使い方	目視	
9. 授業等で使用する器具、機械など						
①	授業で使用する器具・機械・用具	授業で使用する器具、機械、用具（コンセントの差し込み・接続部分に接触不良や損傷含む）に故障や破損等はないか（★）	日常的	使い方	目視・触診等	

II 屋内運動場

No.	点検項目	主な点検の観点	点検頻度	点検の種類	主な点検方法	専門家が関わった方がよいもの
1. 床板・フロー金具など						
①	フロー床板	フロー床板の滑りやすさなどの異常、ひび割れ、はがれなどの破損、移動は見当たらないか、また、フロー等金具蓋が破損し、外れていないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	
2. 窓・扉・ギャラリー・緞帳・暗幕						
①	窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
②	窓・扉	窓や出入り口の扉の開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常はないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	
③	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか(★)	日常的	使い方	目視	
④	窓の周辺	地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか(★)	日常的	使い方	目視	
⑤		窓下に足掛かりになるものはないか(★)	日常的	使い方	目視	
⑥	窓からの落下防止手すりなど	窓からの転落防止手すり、落下防止器具の異常、破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	
⑦	ギャラリー	ギャラリーに転落防止の注意喚起の表示や手段が講じられているか	学期に1回程度	使い方	目視	
⑧	緞帳・吊り看板・暗幕(カーテン)等	緞帳・吊り看板等は正常に動き、使用時以外は固定されているか、また、緞帳、暗幕(カーテン)やレールに破損故障は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	
3. 高所に設置しているもの						
①	高所の設備機器	高所の設備機器(照明器具やスピーカー等の放送機器、バスケットゴール等の体育器具、時計など)が落ちそうになっていた、取付け金物の変形、腐食等の異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	○
4. 用具類、演台、ピアノなど						
①	用具類	用具類は整備され、倒れることはないか(臨時的に立てかけたり、置いたりした机が倒れることはないかなども含む)(★)	日常的	使い方	目視	
②	演台	演壇に破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
③	ピアノ	ピアノに滑り・転倒防止対策を講じているか	年1回程度	耐震性	目視	
5. 内壁、天井						
①	壁・天井	天井や壁に浮き、ずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	○
②	内壁	くぎや折れた画鋸などの突起物は見当たらないか(★)	日常的	使い方	目視	
6. 外壁						
①	外壁(庇や軒、バルコニー等を含む)	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか(庇や軒、バルコニー等を含む)	学期に1回程度	劣化	目視	○
7. 授業等で使用する器具、機械など						
①	授業で使用する器具・機械・用具	パレーボール等の支柱のねじのゆるみなど授業で使用する器具、機械、用具(コンセントの差し込み・接続部分に接触不良や損傷含む)に故障や破損等は見当たらず、正常に作動するか(★)	日常的	使い方	目視・触診等	

III 屋外・校地

No.	点検項目	主な点検の観点	点検頻度	点検の種類	主な点検方法	専門家が関わった方がよいもの
1. 外壁						
①	外壁（庇や軒、バルコニー等を含む）	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか（庇や軒、バルコニー等を含む）	学期に1回程度	劣化	目視	○
2. 屋外の設置物、エキスパンション						
①	空調室外機	空調室外機は傾いていないか	学期に1回程度	劣化	目視	
②	エキスパンション・ジョイント	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形又は外れていないか、また周辺に物が置かれていないか	学期に1回程度	劣化・使い方	目視	○
3. 排水口・水飲み場など						
①	排水口・側溝	排水口や側溝につまりはないか	学期に1回程度	使い方	目視	
②	水飲み場・足洗い場	水飲み場、足洗い場の破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
4. 樹木						
①	樹木	児童生徒等の目の高さにある樹木の枝などはないか	学期に1回程度	使い方	目視	
②		樹木の樹幹に揺らぎ、不自然な傾斜、亀裂はないか（★）	日常的	使い方	目視	
5. 校門、塀、掲揚塔など						
①	校門・塀・柵	校門、塀や柵に破損、ひび、腐食は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	○
②	掲揚塔など	掲揚塔等の腐食や転倒のおそれは見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	○
6. 防犯に関すること						
①	案内、入口明示の立て札など	訪問者のための案内、入口明示等の立て札、看板等の破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
②	校門	登下校時以外は校門が閉められているか（校門が閉鎖できる場合）（★）	日常的	使い方	目視	
③	防犯カメラ・インターホン	防犯カメラ、インターホンは正しく作動しているか（★）	日常的	使い方	目視・触診等	
④	死角の原因となる障害物	死角の原因となる立木等の障害物はないか（★）	学期に1回程度	使い方	目視	

IV 屋外運動場

No.	点検項目	主な点検の観点	点検頻度	点検の種類	主な点検方法	専門家が関わった方がよいもの
1. グランドなど						
①	グラウンドなど	石、ガラス片、くぎ、凹凸などによる危険はないか（砂場も含む）	学期に1回程度	使い方	目視	
2. サッカーゴール						
①	サッカーゴール	サッカーゴールは固定されているか（※使用时には確認）	日常的	使い方	目視・触診等	
②		サッカーゴールの溶接部分に破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	○
3. バックネット・防球ネット						
①	バックネット・防球ネット	バックネットや防球ネットに破損、腐食、転倒の恐れは見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	○

V 遊具等

No.	点検項目	主な点検の観点	点検頻度	点検の種類	主な点検方法	専門家が関わった方がよいもの
1. ブランコ						
①	支柱	支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	○
②	着地面やその周辺	着地面やその周辺に大きな凸凹、石や根の露出は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
③	着座部	着座部の破損、金具の摩耗・緩みは見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	○
④	吊り金具・チェーン	吊り金具、チェーンの破損・摩耗は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	○
2. 滑り台						
①	支柱、登行部、落下防止柵など	支柱、登行部、落下防止柵などのぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	○
②	着地面やその周辺	着地面やその周辺に大きな凸凹、石や根の露出は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
③	滑降面	滑降面に突起物などは見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	
④	隙間等	ひも等が引っ掛かりやすい隙間等はないか	学期に1回程度	使い方	目視	
3. ジャングルジムや鉄棒						
①	支柱	支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	○
②	着地面やその周辺	着地面やその周辺に大きな凸凹、石や根の露出は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	

VI プール

No.	点検項目	主な点検の観点	点検頻度	点検の種類	主な点検方法	専門家が関わった方がよいもの
1. プールの外回り						
①	プール周りの柵やブロック塀	プール周りの柵やブロック塀の破損や腐食は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	○
②	出入口	出入口に損傷がなく、使用時以外は施錠されているか	日常的	使い方	目視	
③	プールの附属施設	プールの附属施設（水槽及び便所、更衣室、シャワー室等）の天井や壁、器具等に破損、異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	
2. プール・プールサイド						
①	プール及びプールサイドの床	プール及びプールサイドの床に破損や滑りやすいところは見当たらないか	プール使用時（日常的）	劣化	目視・触診等	
②	コースロープや止め金	コースロープや止め金の破損は見当たらないか	プール使用時（日常的）	劣化	目視・触診等	
③	排（環）水口の蓋	排（環）水口の蓋がネジ・ボルト等で固定されているか	プール使用時（日常的）	劣化	目視・触診等	
④	プール	プールに危険物、異物が混入していないか（★）	プール使用時（日常的）	使い方	目視	
⑤	プールサイド	プールサイドに危険なものは放置されていないか（★）	プール使用時（日常的）	使い方	目視	
⑥	水質・水量	水質、水量は適切に管理されているか（★）	プール使用時（日常的）	使い方	目視	
3. 消毒剤・救助用品等						
①	消毒剤等	消毒剤等の保管は適切になされているか（★）	プール使用時（日常的）	使い方	目視	
②	救助用具・救急薬品	救助用具、救急薬品の点検整備がなされているか（★）	プール使用時（日常的）	使い方	目視・触診等	

3 安全点検表及び集計表の例（様式サンプル）

【安全点検表を作成するためのベースとなる点検の観点】を参考に、各学校（園）の実情に即して、点検の観点を付加または削除するなどして、安全点検表を作成してください。また、高等学校における職業教育を主とする専門学科については、農業・工業・商業・水産等専門的見地から詳細な点検表を作成することや、特別支援学校においては、特別な支援を要する児童生徒に配慮した視点や実習等が行われることを踏まえた、詳細な点検表を作成することが望めます。

ここでは、以下の場所ごとの安全点検表と集計表の例（様式サンプル）を2種類示していますので、各学校の状況に応じて活用ください。

パターン1

○学期ごとや月ごとの点検結果を蓄積して記録できます。

別案2 安全点検表例		資料3-2													
場所	点検者氏名	点検方法	点検結果	点検結果の判定（※：授業中の実情に付随して行う日常点検）											
				○：異常なし △：軽微な異常あり（又は、異常かどうか判断がつかない、わからない） ×：異常あり（修理・交換必要）											
No.	点検の観点	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
日常点検															
1	授業可能な窓のクレセントはかかっているか（※）	○													
2	壁面に衝突するおそれのあるものを壁がけやラック等に置いていないか（※）	○													
3	窓下に足掛かりになるものはないか（※）	○													
4	壁の上に重置物を置いているか（※）	○													
5	くまや折れた歯車などの突起物が見当たらないか（※）	○													
6	授業で使用する器具、機材、用具（コンセントの差し込み・接続部分に接続するケーブルなど）は故障や破損はないか（※）	○													
定期点検															
1	天井や壁に浮き、ずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか	○													
2	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか	○													
3	窓ガラスに足置、腐食、釘さき等の異常はないか	○													
4	窓からの転落防止手すり、落下防止器具の異常、破損は見当たらないか	○													
5	カーテン、カーテンレールに損傷はないか	○													
6	床板・異音（すべりやすさなど）、移動、破損は見当たらないか	○													
7	机・いすにさきくれ、ひび割れ等の破損は見当たらないか	○													
8	床下の設備機器（暖房器具やエアコン、パソコン、プリンター、放送機器、時計などの装置）が正常に動作しているか。破損や異常の発生、異常の発生は発生していないか	○													
9	備前・防犯カメラ・監視カメラは正常に動作しているか（録画確認を含む）	○													
10	備前・防犯カメラのレンズは正常に動作しているか（録画確認を含む）	○													
11	防犯カメラの電源ケーブルは正常に動作しているか（録画確認を含む）	○													

パターン2

○劣化の状況を具体的に把握できます。

【記入例】安全点検表（普通教室）		資料3-2													
場所	点検者氏名	点検方法	点検結果	点検結果の判定（※：授業中の実情に付随して行う日常点検）											
				○：異常なし △：軽微な異常あり（又は、異常かどうか判断がつかない、わからない） ×：異常あり（修理・交換必要）											
No.	点検の観点	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
日常点検															
1	授業可能な窓のクレセントはかかっているか（※）	○												A	
2	壁面に衝突するおそれのあるものを壁がけやラック等に置いていないか（※）	○												A	
3	窓下に足掛かりになるものはないか（※）	○												A	
4	壁の上に重置物を置いているか（※）	○												A	
5	くまや折れた歯車などの突起物が見当たらないか（※）	○												A	
6	授業で使用する器具、機材、用具（コンセントの差し込み・接続部分に接続するケーブルなど）は故障や破損はないか（※）	○												C	
定期点検															
1	天井や壁に浮き、ずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか	○												B	
2	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか	○												B	
3	窓ガラスに足置、腐食、釘さき等の異常はないか	○												B	
4	窓からの転落防止手すり、落下防止器具の異常、破損は見当たらないか	○												A	

サンプルの種類

- 安全点検表・集計表の例【セット版】
- 安全点検表の記入例
- 普通教室
- 廊下・階段・昇降口
- 屋外・校地
- 遊具
- 集計表
- 特別教室
- 屋内運動場
- 屋外運動場
- プール

「様式サンプル」には、こんな工夫が！！

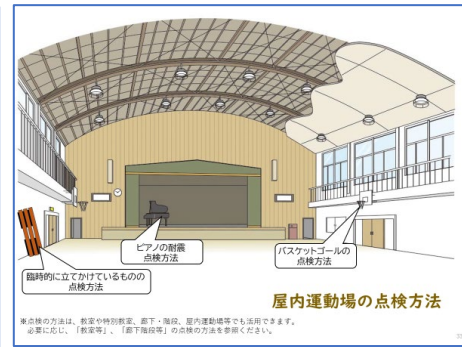
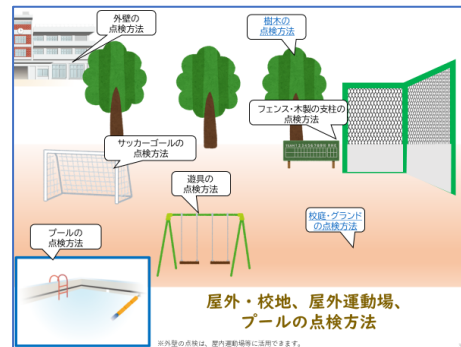
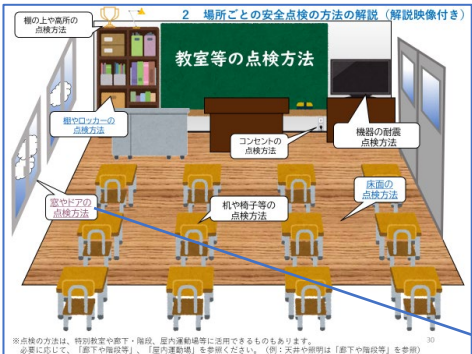
- 点検表サンプルはスプレッドシートとして利用可能です。
- 点検結果を集計表に自動集計できます。
- 各学校の特別教室等に応じて、点検表シートを適宜増やしていくことが可能です。（特別教室の留意事故も記載済）
- 記入がドロップダウン形式で選択できる項目があるので、記録もだいぶ効率的です。
- 「安全点検の方法の解説」には、点検の視点や具体的な点検方法が映像等で解説しているため、新しい場所を担当してもわかりやすくなっています。



安全点検の方法の解説

1 解説の活用のしかた

校舎内外の各点検箇所を選び（吹き出しをクリックする）、安全点検の方法が確認できます。また、各点検箇所では、点検の方法は映像を視聴できますので、安全点検の実施前等に確認してみましょう。



※点検の方法は、特別教室や廊下・階段、屋内運動場等に活用できるものもあります。必要に応じて、「廊下や階段等」を参照。

※点検の方法は、教室や特別教室、屋内運動場等に活用できるものもあります。必要に応じて、「教室等」、「屋内運動場」の点検の方法を参照ください。

※外壁の点検は、屋内運動場等に活用できません。

※点検の方法は、教室や特別教室、廊下・階段、屋内運動場等に活用できます。必要に応じて、「教室等」、「廊下階段等」の点検の方法を参照ください。

場所ごとの安全点検の方法の解説

- 点検の対象となる項目、時期を示します。
- 点検の主なポイントを示します。
- 日本スポーツ振興センターの災害共済給付状況等を参考にした、事故発生のリスク及び地震等被災時の危険性を示します。
- 上記、リスクを踏まえた、点検をする際の重要な視点を示します。
- 点検項目について想定される点検の方法や種類、留意点を示します。
- 点検の映像で、実際の点検のしかたを示します。
- 点検結果を踏まえた、対応の例や対応時の留意点を示します。

窓・ドア 【点検時期】 日常・定期

窓下に、足掛かりになるものがないか。
 窓のひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか

【窓・ドアの事故発生リスク】

- ・窓際の棚に登る、カーテンが閉じられている状態で窓が開まっていると誤解して寄りかかるなど転落する可能性
- ・窓などの変形によりガラスに力が加わり、ガラスが破損する可能性
- ・窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態で、無理な操作によって障子ごと脱落する可能性
- ・窓などに変形、腐食、レールの摩耗、閉めた状態でガタつく場合は、地震の揺れ等により脱落する可能性
- ・枠への掛かり代が小さな場合やガタつきが大きな場合は、地震時等に建具が外れ転倒する可能性

■点検の視点

- 窓下に足掛かりになるものがないか日常的に点検します。（窓に落下防止の手すりがあっても、窓下に足掛かりになるものがあると、窓が開いている状態で登った場合に転落の危険があるため留意が必要）
- 窓やドアの開閉や内部建具は、目視だけでなく、触診等によりに支障がないか点検します。

点検の映像
(1～2分)

■主な点検の方法

【日常の点検】

- ・授業等の際に、窓下に足掛かりになるものがないかを点検する。（窓に衝突する恐れがあるものが置かれていないか、開閉可能な窓のクレセントがかかっているかも点検する。）

【定期的点検】

- ・窓からの転落防止の手すりやその他器具の異常がないかを確認する。
- ・窓やドアの開閉に支障がないかを、実際に動かして点検する。
- ・内部建具は、手で軽く押した際に取付部にガタつきがないか点検する。

用語解説 障子…建具の可動部分、内部建具…教室と廊下の間の戸や窓などの建具

■対応

- ・窓際の足掛かりになる設置物の撤去、または、体が落ちないように一部しか窓が開かないなどの対策を講ずる。
- ・学校だけの対応が難しい場合は危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、児童生徒等に注意を促すとともに、学校設置者に連絡しましょう。

☑窓下に、足掛かりになるものがないか。

☑窓のひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか

【窓・ドアの事故発生リスク】

- ・窓際の棚に登る、カーテンが閉じられている状態で窓が閉まっていると誤解して寄りかかるなど転落する可能性
- ・窓などの変形によりガラスに力が加わり、ガラスが破損する可能性
- ・窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態で、無理な操作によって障子ごと脱落する可能性
- ・窓などに変形、腐食、レールの摩耗、閉めた状態でガタつく場合は、地震の揺れ等により脱落する可能性
- ・枠材への掛かり代が小さな場合やガタつきが大きな場合は、地震時等に建具が外れ転倒する可能性



■点検の視点

- 窓下に足掛かりになるものがないか日常的に点検します。（窓に落下防止の手すりがあっても、窓下に足掛かりになるものがあると、窓が開いている状態で登った場合に転落の危険があるため留意が必要）
- 窓やドアの開閉や内部建具は、目視だけでなく、触診等によりに支障がないか点検します。



点検の映像
(1～2分)

■主な点検の方法

【日常の点検】

- ・授業等の際に、窓下に足掛かりになるものがないかを点検する。（窓に衝突する恐れがあるものが置かれていないか、開閉可能な窓のクレセントがかかっているかも点検する。）

【定期の点検】

- ・窓からの転落防止の手すりやその他器具の異常がないかを確認する。
- ・窓やドアの開閉に支障がないかを、実際に動かして点検する。
- ・内部建具は、手で軽く押した際に取付け部にガタつきがないか点検する。

用語解説

障子・・・建具の可動部分、内部建具・・・教室と廊下の間の戸や窓などの建具

■対応

- ・窓際の足掛かりになる設置物の撤去、または、体が落ちないように一部しか窓が開かないなどの対策を講ずる。
- ・学校だけでの対応が難しい場合は危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、児童生徒等に注意を促すとともに、学校設置者に連絡しましょう。

☑積み重ねられた棚やロッカー等が床や壁に固定されているか。

【ロッカー、棚等の落下事故発生リスク】

- ・棚の扉を開けた際や地震等により、積み重ねられた棚やロッカーが連結・固定されていない場合に、上の棚が転倒及び落下し、児童生徒等を押しつぶす危険性
- ・固定等していないと、児童生徒等が寄りかかったり、乗ったりすることで倒れる危険性



■点検の視点

- 棚やロッカーは地震等で倒れる危険があるので、取り付け金具で壁や床に固定する必要があります。
特に積み重ねられた棚は不安定であるため、床や壁に固定が十分になされているかを確認する必要があります。

点検の映像
(1～2分)

■主な点検の方法

【定期の点検】

- ・ロッカー、棚等が固定されていないものがないかを確認する。

(固定がされている場合の点検方法)

- ・壁に固定されている場合、壁下地の間柱等に直接固定されているかどうか確認する。
- ・表面のボードだけに固定しても十分な強度は得られない。間柱上かどうかは壁を叩いたときの音で判断できる。軽い音であれば空洞（間柱が入っていない部分）である可能性が高い。

用語解説

間柱

…壁を立てるために柱と柱の間に設けられる垂直の部材

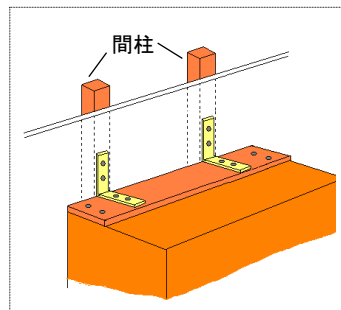


図1. L字型金具による固定の例

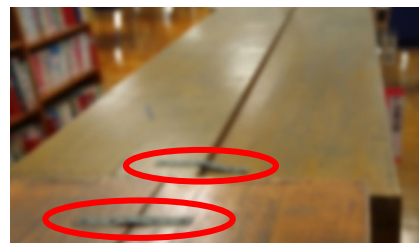


写真1. 棚同士の連結による固定の例



写真2. 棚の下部を床に固定した例

■対策

- ・積み重ねられた棚やロッカー等は、下に下ろす、床や壁に固定する、連携可能な棚やロッカー等に交換して積み重ねるなどの対策を講ずる。学校だけでの対応が難しい場合は学校の設置者に連絡するとともに、児童生徒等に注意を促しましょう。